

令和3年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第34号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第35号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第36号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 大洗町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第39号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 請願第 1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書
- 日程第 7 報告第 3号 令和2年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和2年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 8 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	本城正幸
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	津幡紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願い申し上げます。

それでは、今回初めて議会に出席する職員の自己紹介をお願いいたします。

まず初めに、生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 生活環境課長の大川です。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 続きまして、消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 消防次長兼消防総務課長の二階堂です。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） ありがとうございました。

今後とも宜しくお願いいたします。

開会 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 坂本純治君、12番 菊地昇悦君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

4月23日、5月31日、議会全員協議会を開催いたしました。

5月25日、議会運営委員会を開催いたしました。

4月23日、原子力安全調査特別委員会を開催いたしました。

4月19日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和3年3月・4月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日8日から10日までの3日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第34号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第34号 令和3年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

5月6日付けにて専決処分いたしました令和3年度大洗町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,024万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ83億8,624万1,000円とするものであります。

4ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

衛生費の予防費につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するに当たり、町民からの予約受付を円滑に行うため、電話予約受付専用のコールセンターを設置する経費など、委託料2,024万1,000円を追加計上するものでございます。

これら歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金2,024万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,024万1,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第34号 令和3年度一般会計補正予算(第1号)について地方自治法第179条第1項本文の

規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第34号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この事業はワクチン接種を円滑に進めるためということで今説明されましたが、このコールセンターですが、高齢者の方が一番最初に接種をするということで、高齢者が進んでいるわけですが、高齢者の予約数のうちですね電話予約はどれぐらいあったのか、まず伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今すいません、この予約数のうちの電話の比率、また、ウェブの比率ということ、ちょっと手元に資料ございませんで、こちら、後ほど数字がまとまった段階でご連絡させていただきたいと思えます。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） じゃあ、まとまったということで、全て終わった段階ではなくてですね、直近の状況でお願いいたします。

この電話なんです、非常につながりづらいということで、何十回も電話をされたという方もおられました。この電話は有料ですよ。有料だと思んですが、このつながらない苦情というのは、町のほうに相当あったのかどうかということなんです、どういう状況、どういうふうに受け止めましたか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

大分、確かに電話予約の初日、また、二日目など、開始直後に電話がつながりにくいというような形の苦情というか、そういう形でのお問い合わせが何件かございました。また、たまたまかけたけれども、ストレートにつながったというようなお話などもあわせて伺っているところもありますので、ややそのときの回線の混み具合であったりとかということところにも多分に影響していたところもあるのかなというふうに考えてございます。こういった点、反省点という形で踏まえまして、比較的ウェブ予約がスムーズに進行するということもございましたので、急遽、大洗駅に併設をされています、うみまちテラスのほうで、お手伝いというような形で対応させていただいたところがございます。それまでも直接、健康増進課の窓口のほうにお見えになって、スマートフォンをお持ちの方に関しましては代行して職員が申し込みの手続などをさせていただいたところがございます。そういったところも踏まえまして、今後、適宜適切な対応のほうを心がけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） せっかくね、この大事なワクチンですので、一刻も早く打ちたいというの

は、よくわかります。そういうなかでつながらないということで非常に、町民の声を聞くとね、この今の電話の在り方がね非常に問題があるんじゃないかというような声もありました。ウェブでお手伝いするということですが、このつながらない課題を、これだけでいいのかどうかということも含めてね、今後さらに予約件数が、対象者がどんどん増えるわけですよ。高齢者だけでないわけですから。そういう時にどうするのかということにもなると思います。ゆっくら館に来ていただいた方、これは自発的に来ていただいたと思うんですが、そこへ行けばやってくれるというふうに思っている人は来てくれると思うんですけども、駅の中で、駅の構内のなかで1カ所ですね、1カ所でそれをやったということも、それも意味があると思うんですが、さらにこれをね町内広く、広くといっても無数に広げるわけじゃないんですけども、もっとこの予約拠点を広げるというような考え方ではね、様々な考え方があると思うんですが、この点についてはどういうふうに考えているのか伺います。全国で見ると、本当にこの電話予約そのものをやめるというような、そういう自治体も現れているようですが、このこれまでの状況からみてどういうふうに考えているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、窓口に来た方プラスうみまちテラスさんのほうに来ていただいた方を含めて、そこで対応できたというところも確かにあったんですけども、議員ご指摘のように、これだけでいいということではないのかなと思いますので、そこは必要数を見ながらですね、期間的なものを増やせばいいのかとか、また、会場自体も増やす必要があるのか、そういったところも併せて考えてまいりたいと今考えているところでございます。

ただ今後、どんどん若年者の方に年齢が移っていきますので、今までよりはウェブ予約の比率がどうしても高くなっていくのかなというところもございます。ウェブ予約に関しても、今度、じゃあ今までのような形でスムーズにいくのかというところも、そこも懸念されるところでございますので、そこはコールセンターの会社のほうとも確認を取ったところ、かなりクラウド方式で余裕があるなかでのウェブの態勢はとっているということで、そこがもう数百件、数千件でどうのこうのというところにはならないということを想定しているということで返事のほうはいただいているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） まず、質問を2点ほどさせていただきたい。2点というか、2項目じゃないですけども、2回ほどさせていただきたいと思うんですが、その前にですね、大変このコロナに関しましては御苦労さまです。もう大変な、いろんな事業がというよりも、国・県との調整というのも非常に密にやらなければいけないという背景があったり、大変だったろうというふうに思いますが、今回この補正の金額を見てもですね1,621万1,000円の金額、これで回線としてはどのぐらいの回線が確保できていたのか。さらに、受付時間の問題、そういったものもどういふふうになるかわかりませんが、これのシステムについてまずはお尋ねをしたいのが一点であります。

そしてさらにですね、これは成功事例というか、どういふふうに捉えるかは別ですけども、何歳

ごとの刻みという形で電話を予約をする。それによって、ほとんどそういった問題がなかった自治体があります。私の友人のほうの自治体のほうで連絡をいただいた時に、ほとんど問題なかったですよと、刻みを細かくしていくという、そういう方法もあると。その全体のですね電話回線における件数、本数というんでしょうかね、回線数と、そのあたりの考え方をまずはお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、回線数でございます。こちら、コールセンターのほうで5回線用意をして対応をしているところでございます。当初3回線というようなお話があったんですけれども、それではちょっと到底受けきれないのかなというところを考えまして5回線という形に増やしたような経緯がございます。

また、年代ですけれども、確かに他市町村さんで高齢者の枠を一気に申し込みを開始をして大分混乱をしたというところがあったというふうにも伺っております。大洗町につきましては、当初、高齢者の方のなかでも80歳以上の方を優先させていただきまして、まずそこで一つの枠で予約のほうを取らせていただきました。それを今度、70歳から79歳、その後に65歳から69歳という形で、三つの段階に分けて予約のほうを取らせていただきました。当初考えていたのは、集中をといるところの部分に関しましては、先ほどもお話のほう出ておりますように、若干つながりにくいというところの状況を招いてしまったというところは否定できないところがございますので、そういったところも反省点という形で今後に生かしながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ご報告ありがとうございます。

私はですね、この質問の趣旨というのは、もう皆さん本当によくやられている、こういうなかでどういうことかということの報告をいただく、そのつもりでしか質問はありませんので、そういうふうにお聞きをしていただきたいなというふうに思います。

ただ単にですね、5回線であって、客体の数割る5台では、それがあある一定の期間であつたら、どのぐらいが集中するかというのは、これ、計算上、出ますよね。そうすると、間違いなくそこにはなかなか出ない、開かずの踏み切りのなものができてします。そこをやはり、じゃあどうしようかという前提がなかったのかって、そこだけです。バタバタして本当に皆さん大変だろうとは思いますが、これは、この大洗町が始まる前にほかの町村でやられてて、同じようなことが必ずあったと。それはもう火を見るより明らかに私たちはわかるわけですから、そのあたりのですね前提条件がはっきりしているのであれば、それを回避するための方策というのがやはりあったんじゃないかというふうに思ひまして、これは叱責でも何でもありません。今になって誰でも思うことでありますから、そういったことも含めてですね、これから多分、若年者に向けても、もう全部やらなければいけないという条件はあるのであれば、ウェブだけではなく、やはり電話というのが必要、これは仕方ない年代層がいますから、このあたりもよくですね、その辺のところ熟成して考えていただいて行動に移していただきたいなというふうに、これは要望して終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第34号は、原案のとおり決しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第35号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第35号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、町の基準として厚生労働省令を引用する条例の形式にすることにより、町内の指定居宅介護支援事業者に対し、感染症の予防およびまん延防止対策並びに虐待防止対策等に関して、新たな措置を講ずるようにするものであります。

以上、議案第35号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第35号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ざっくりですね、何度も私読み返しているんですが、よくよく熟読しても、よく内容がわからないんで、どういうものが簡単にご説明をまずいただきたいなというふうに思います。お願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 今回ですね、この大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、もともとと同じ名称で省令をそのまま条例の形に落とし込む32条からなる条

例が現行でございます。それをですね、全部改正となりますので、新旧対照表つきませんので、お手元のほうに別紙資料ということで本日配付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

主な内容ですね、改正の内容でございますけれども、そちら真ん中の表でございます業務継続計画の策定、それから感染症の予防およびまん延防止のための措置、虐待の防止、情報通信機器を活用した委員会等の開催、電磁的記録等、この5点が主な改正で、新たに基準が規定されたものでございます。こちらのほうを条例のほうに新しく載せるという形になるんですけれども、これを毎回、この下のほうにも書いてあるんですけれども、運営に係る基準でございますので、この条令が結構頻繁に改正がありまして、それをその時々条例に落とし込むの、私どもも人間なので、ちょっと忘れてしまうこともありまして、なかなかタイムリーに同期するということができないというのがありましたので、今回この改正を機に、省令を引用する形に直させていただいて、町内の介護サービス事業所に遅延なくサービスが提供できるような環境を整えるという形での提案でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。別な文書がちょっとあったの、私たち認識できなかったんで、よくわかりました。こういったものがあればよかったです、新旧表ももちろんなかったんで、それもちょっと疑問だったんですが、よく理解をできたと思います。もう一度ちょっとゆっくり後で読んでみますが、このなかで、ちょっともう一点だけなんです、2年から5年になるというくだりが確か最後のほうに、同項中2年間とあるのを5年間とするという、こういった文言の2年から5年になるという背景は、どういうことを前提としたものなんでしょうか。ずっと5年間改正しないということに当たるんでしょうか、そのあたりをちょっと、かいつまんでお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 質問にお答えいたします。

この4条の2年にあるものを5年とするというのはですね、町独自の基準でございます、民法上ですか、この記録のほうを保存年限ですね、それを2年から5年にするという形での条文になっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。ほぼほぼ理解をさせていただきました。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

を定める条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第35号は、原案のとおり決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第36号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第36号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行および発行手数料等の決定について、地方公共団体情報システム機構が行うことが明確化されたため、これまで町条例に基づき徴収していた再交付手数料の項目を削るものであります。

以上、議案第36号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 大洗町手数料徴収条例の一部を改後する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第36号は、原案のとおり決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第37号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第37号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

本件につきましては、内閣府令で定める基準の改正に伴い、特定地域型保育事業者に係る連携施設の確保要件を緩和するものであります。

主な改正の内容といたしましては、地域型保育事業者が確保しなければならない連携施設について、町長が必要な措置を講じている時は、その確保を不要とすることができものというものであります。

以上、議案第37号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第37号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 大変勉強不足で申し訳ありません、私ばかり質問なんで。

具体的にですね、どのような動きというものがここには出てくるのでしょうか。そこだけ一点お尋ねします。

○議長（小沼正男君） こども課長 本城正幸君。

○こども課長（本城正幸君） 坂本議員のご質問についてお答えしたいと思います。

こちらの今回の改正の概要なんですけれども、特定地域型保育事業者、こちらのほうが大きく四つに分かれまして、家庭的保育事業、またはあと小規模保育事業、小規模保育事業というのがゼロ歳児から3歳児未満の保育を行うものですね。あと、居宅訪問型保育事業、各家庭のほうに訪問して保育を行う事業。最後ですけれども、事業所内保育事業ということで、その四つの業務のなかで小規模保育、ゼロ歳児から3歳児までを保育する業者のほうで特定保育型地域事業者として登録するためには、3歳になって保育が終わった時点で、それ以降の保育のほうに預かってもらえる連携施設でしたり、自社の保育所のなかで3歳児以降も保育できるということを見つけてない業者は、そのゼロ歳児から3歳児までの保育の事業の登録ができないというところの限定があったんですけれども、町のほうで3歳児になって、その小規模保育が終わった時に受け皿になるところに、仮に3歳児以降も保育していただきたいという時に、町のほうで優先的にその方が各保育園とかに行けるような政策をとっている場合には、連携施設を見つけれない事業者であっても登録ができるということの改正になります。

大洗町のほうといたしまして、小規模保育事業を行っているのは、こすもナーサリーさん。こすもナーサリーさんはかもめさんとかとも連携を結んでいますし、自分のところでも3歳児以降の保育もできるので今回登録はされています。今回この改定のほうで該当する施設はないんですけども、今回の改定のほうは新たにこういう小規模保育事業者が出た時のために、今回の法律の改正に伴って緩和の要件を追加したものとなっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。よく納得できました。たいして難しいことではないと思うんですけども、お聞きしたいのはですね、例えばこのなかで小規模のが一部あって、現状の大洗町のなかでゼロ歳児から3歳児までの待機児童っていうと、ほぼほぼ多分ないだろうというふうに見受けられるんですけども、そういったものに対する条例整備っていうのは、これ当たり前ですから、やるのは、前提ですから。例えばですね、家庭内がなく、また、訪問型もなかったという現状のなかで、やはりこれは私としてはですね、どういう内容かというだけの確認になりますから了解させていただきます。ただこれ、今後もですね、これから逆に言えば、さらに子どもさんの数が減ってきて、取り合いということではないと思いますけども、非常になんか子どもさんの数が、減り方が非常に早いですね。そういうことを含めるとですね、あんまり当町には直接関係ないんだなと認識しながら終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第38号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第38号 大洗町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

本案につきましては、消防団員の休団制度を新たに設けること並びに消防団員の条例定数を見直すため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、消防団活動を継続しやすい環境を整備することを目的として、団員としての身分を有したまま一定期間活動を休止できる休団制度を導入することと併せて、消防団員の条例に規定する定数について、実団員数の状況に鑑み170人と設定するものであります。

以上、議案第38号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号 大洗町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） お尋ねをいたします。

まず、団員の人数ということで、234人から170名に減らすと。60数名減らすと、約2個分団半ぐらいいかな、減らすということに提案されていますけども、根拠としてどのような根拠があるか。この170名のなかには本団員も入っての数ですか。ちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

この170人という根拠ですけども、大洗町消防団の実員数は平成元年に214名おりました。それが平成15年には200名を割り込み、そこから減少を続け、令和3年4月現在で実員数は152名となっております。この数字は、大洗町の人口減少の動きと、ほぼ比例した数字となっており、今回の条例定数170人という数字については、令和3年4月現在の人口1万6,382人に対して、これまでの消防団員の割合から算出したもので、消防団の活動にも支障を来すことのない適正な数と考えております。

また、この条例定数に消防団長、副団長と本部員、この数が入っているかについてですが、同じくこの170人の中に本部員は含まれております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 二階堂君ありがとうございます。本部員が入っているということで、今、団長、副団長2名か、本部員1名、5名がこの中に入っているということで、そうすると165名が団員ということになりますね。

配分として、どのような配分にするか、町の真ん中だと今まで人数がちょっと違ったと思いますけども、今までの定数は25、3分団が30名だったと思いますけども、そういう計算で今までやってきましたので、今度ね165名、どのような配分で分団に振り分けするのかお尋ねします。

もう一つ、全体的に170名、災害があった時のことを考えれば、本部もありますけども、あわせて本団が46名だけ、今ね、二百数十名で対処しなきゃならないと。あと、役所のなかにも救急隊い

るでしょうけども、合わせて大体300名ぐらいかなと思いますけども、予備消防隊、前から僕提言してましますけども、これが決まった後、どのような考えを持ってるかお尋ねしますけども、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、各消防分団の配分につきましてですが、以前ありました各分団の定数に関しては、一旦ここで廃止をさせていただいて、各分団、今、数に大分差が出ておりますので、各分団で10名から20名程度というふうにして総数を170ということであわせていきたいと考えております。

また、勝村議員、次の質問で機能別消防団についてのご質問かと思いますが、機能別消防団に関しては、消防本部は、これまで団長、副団長と協議をしてきましたが、今の実員数で消防団の活動や機能については十分維持できていると考えております。ただし、今後、人口減少の割合を上回るような割合で実員数が減少するなど、消防団の機能維持が困難になる前に機能別消防団等、そういった制度を考えていきたいと思っております。

また、どういった方にどういった活動をしていただけるのか、ほかの消防団の事例なども踏まえて研究しながら、団本部の皆さんとも協議して検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 二階堂君ありがとうございます。今後考えていただけるということで、早急な対処が必要かなと思っておりますし、先般、大火ありました。3軒燃えました。これから温暖化でね、十分に気をつけなきゃならないのは、火事もありますけども大規模災害、これも想定しなきゃならないと思っておりますので、早急な、この定数が通った後、早急に検討をお願いしたいなと思っております。要望で終わりますけども、このなかにも消防団員何人かおられますので、町長も元第1分団の消防団員でありましたので、十分その点わかっているかと思っておりますので、宜しくお願いいたします。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号 大洗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第39号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第39号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算第2号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,440万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億1,065万円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、訴訟代理人に係る弁護士委託料について263万1,000円を追加計上するものでございます。

財産管理費につきましては、庁舎内の電気設備の点検の結果、発電機変圧器盤および電気室遮断器について腐食等が確認され、補修および部品交換が必要となったため、工事請負費に235万4,000円を追加計上するものでございます。

民生費の児童措置費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、児童1人につき特別給付金5万円を支給する経費として、関連経費を合わせまして1,243万7,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

続きまして、衛生費の保健衛生総務費につきましては、保健師の産休に伴い、令和3年7月から令和4年3月までの代替職員の報酬など、合わせまして219万4,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、7ページ上段の商工費の商工振興費につきましては、観光関連事業者が取り組む新型コロナウイルス感染症予防対策の第三者認証制度として、「おおあらいブルー・スポット認証制度」を創設することにより、町民および利用者へ安全・安心を提供し、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を図るため、事務局を担う大洗観光協会に対し、認証事業費についての負担金200万円を追加計上するものでございます。

続きまして、教育費の体験活動交流センター管理費につきましては、築40年以上経過し老朽化している体験活動交流センターについて、建物への使用可能性のある有害廃棄物のアスベストやPCB等の含有量を調査するとともに、解体する場合の所要額を算出する経費として240万円を追加計上するものであります。

博物館費につきましては、県の補助事業である「キャンプ場利用環境レベルアップ支援事業」に内定したことにより、キャンプ場トイレ5基を自動水洗化する工事請負費39万3,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、県支出金17万8,000円、屋外施設使用料11万5,000円、寄付金10万円で賄われます。

3ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、使用料及び手数料11万5,000円、国庫支出金1,2

43万7,000円、県支出金17万8,000円、寄附金10万円、繰入金200万円、繰越金957万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,440万9,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第39号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書よりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） なんか1人でばかりやっています。すいません。

まず4ページのですね、全体像をちょっと今、町長の提案でよく理解をさせていただきました。4ページの歳入のですね、いわゆる国庫支出金として1,243万7,000円というのが民生費国庫支出金としてあります。このなかに新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金ありますけども、これが先ほど説明していただいた形によろしいのでしょうか。あとはですね、この国庫補助金としての趣旨は、どのぐらいを、どのように使っているという、その幅はどのような内示っているかあったか、そこをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（小沼正男君） こども課長 本城正幸君。

○こども課長（本城正幸君） では、坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回のこの1,243万7,000円の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ということなんですけれども、こちらは歳出6ページのほうを見ていただきたいんですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金というものに全額あてがわれるもので、先ほどの専決のものとはまた別な補助金となってございますので、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） そこはちょっとわかっているという前提だったんですね。説明を受けた、いただいた時に数字は合いますので。それよりも、この補助金の性質が、この形だけにしか使えないのか、いわゆる目的がはっきりした交付金なのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたかっただけです。そのあたりはどうなんでしょうか。それとも、ほかの形でも使える、または全体像に同じような子どもさん方にも使える、または別なほうにも使えたのか、そのあたりの、これ政策的などがあるかもしれませんが、多分ある程度の内示があったとは思いますが、宜しくご答弁のほうお願いします。

○議長（小沼正男君） こども課長 本城正幸君。

○こども課長（本城正幸君） では、坂本議員の再度の質問についてお答えしたいと思います。

こちらのほう、大きくこのコロナの全体的な対策の形での名前は書かれているんですけれども、町のほうと、あと県のほうで、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金というものに充てるということで出された補助金となってございます。今回、町のほうで行うのが、県のほうで行う低所得のひとり親世帯、もうこちらのほうはお支払いはされているんですけれども、そちらのほうをお支払いした後、それ以外のその他の低所得者の子育て世帯というところが町のほうの分

担になっておりまして、二層立てになってしまっているのです。大きく補助金名があるかと思うんですけども、町の部分としては、こちらのほうに全額充てるといふことの補助金になってございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。そうしますとですね、逆説に聞きます。そうしますと、算定根拠というのは、そこの始めからその政策に当てはまる方の客体によってこの金額になったという形で理解してよろしいかどうかで終わります。

○議長（小沼正男君） こども課長 本城正幸君。

○こども課長（本城正幸君） そうですね、こちらのほう、国のほうに報告させていただいた令和2年なんで、令和元年度の収入部分のところについて、何ですか、町民税の非課税世帯で子どもの児童手当を受けられている方というところの算定根拠のなかで出されている補助金になってございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私は6ページ、7ページについて伺いますが、一つは財産管理費の発電機の電源盤の改修、これは説明によりますと、腐食が発生していたということです。もう一点は、7ページの体験交流センターのこの危険物質の除去という、そのための調査費ということですが、どちらもですね補正予算ということですが、発電機について例えばその腐食というのは、点検か何かでわかったと思うんですが、これが急にこの腐食が発見されたのか、こういうものは定期的な点検が行われて当然だと思うんですが、この例えばごくわずかの間に、予算が組んでからごくわずかの間に腐食が発生するということはあまり考えられないんですけども、この点についてはどういうふうな仕組みでこういうことに至ったのかまず伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

発電機電源盤改修工事でございますが、令和3年3月20日にですね、電気設備の定期点検というなかで低圧変圧基盤の腐食が発見されたというところで、早急に基盤の交換が必要だということで今回補正予算のほうを計上させていただきました。

定期的な点検と申しますと、この発電機でございますが、毎年定期的に行っているかというところではございませんで、何年かに一遍、これは周期的に点検を行うなかで今回、腐食が発見されたので、大事に至る前にですね、この補正予算を通過させていただいたと同時にですね、早急に対応させていただきたいと存じます。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今年の3月になって点検で発見された。よく原子力機構のトラブルのなかでね、電源盤が原因で様々なトラブルが発生していると。これ、定期的に行っているなかでの、それでも見逃してしまうというようなことがあるようです。こういう発電機ですから定期的に点検するのが、もう当たり前だと思うんですね。早い段階で腐食を発見すれば、その部品を交換するというので、その修繕費用は少なく済むし。どうにもならなくなればオーバーホールして全体を交換

しなきゃいけないというような、そういうこともある。お金の問題よりも、その発電機の機能をしっかりと維持するというのを考えればね、やはり定期的な点検をきちっと定めておくことが、この今回の事例を参考にね、計画的なそういう見直しを行うべきではないかというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この非常時にですね発電機を稼働するに当たってですね支障がないように、今現在、動かないかというところではないんですけども、一部腐食が発見されたというところで、全体的に作動しなくなる前にですね今回、基盤の交換ということで計上させていただきました。

点検時期につきましては、専門の電気のほうの業者とですね、ちょっと打ち合わせをしながらですね、何年に一遍が定期的な点検として相応しいかというところの調整しながら今後対応してまいりたいと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 宜しくお願いいたします。

もう一点は、体験活動の交流センターですが、このアスベストの解体時のための調査費用だということですね。これ、体験交流センターを解体するということ考えた時に、これは、その建物はどのような物質で、構造物で成り立っているのかというのはわかるはずだったと思うんですが、これを当初の予算に、そうすると組むことができたと思うんですね。これもきちんと何だろうな、建物の内容について調査というか、どういうものでできているのかということがはっきりと把握できていなかったのかどうかということと、そういうふうに思わざるを得ないんだけど、急に解体をするということ考えたということなのかどうか、その辺ちょっと伺います。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

これまでですねこの施設、町長の提案理由の説明にもありましたように、40年以上経過している、現実的に42年に近いものになります。そういったことで非常に老朽化が激しく、不具合箇所がたくさん出てきております。そういったなかでですね、これまで生涯学習課において公共施設個別施設計画のなかでもですね、施設の在り方を含めて存続について検討するということでおまして、役場内ではですね、そういった線でですね考えておりました。確かに新年度予算にということもございますけれども、やはりそういった非常にどんどんですね老朽化が激しくなっているということもありまして、まず存続についての検討をする中で、実際詳しくですねその有害物質ですか、アスベストやPCBの詳しく検出して、実際もしその解体するに当たっては、どれぐらいの工事がかかるのかというようなことを詳細に早くですね調査したいということで今回の補正に提案させていただきました。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。この今のお話聞くとですね、存続も検討するなかでという

ことですが、存続をしないということを決めたということで調査するという事になった、そう受け止めていいのか。新年度の時点では存続をするという、そういう考え方だったというふうにも受け取ることができるんですが、その点についてもう一度伺います。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 再度のご質問にお答えします。

存続する、存続しない、解体するというのは、そういったですね今回の調査をもちまして、実際の工事費ですね、そちらも本当にどれぐらいかかるのか、そういうのもですね参考にしながら町としての判断をこれからしていきたいと考えております。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ありがとうございます。7ページのおおあらいブルー・スポット認証についてお聞きしたいんですけど、先日の全員協議会においてですね、この事業は、これだったらやっていよいよという意見があまりなかった。もともと茨城でアマビエちゃんとかやってて、この200万円の内容自体はステッカー作ったりとか、その何でしたっけ、グッズ的なものなので、中身について結構疑問が出てたと思うんですよ。宿泊業に関しては63項目、飲食業に関しては40何項目と。そして、ランク付け、3段階のランク付けのほうにも心配の声がたくさん上がってたと思うんですけど、ランク付けする、100点満点の人、それに準ずる方、または努力している人、そしてそれに漏れた人、もしくはそもそもこのブルー・スポット認証に対して興味がない方たちをどうするのか。観光協会とか商工会なんかのこの任意加入の団体に対して、どうやっていくのかという結構心配の声が出てたんですけど、そこについてはしっかり観光協会が事務局になると思うんですけど、そちらのほうに議会の全員協議会の意見は投げて、それがしっかり返ってきた、中身の問題についてお伺いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらのブルー・スポット認証事業につきましては、先日の議会全員協議会のなかでご説明させていただきましたとおり、感染防止対策を行っている事業所に対して認証を与えて、大洗町は安全・安心ですよというところを発信していくといった事業でございまして、またそのランク付けのところを含めましてですけれども、まずこちらの制度につきましては、事業所ごとの優劣をつけるのかということではなくてですね、まず大洗町は安全・安心を提供していますということを発信することが目的でございまして、認証されていないところがきちんと行っていないということではなくてですね、まずその飲食店であったり、宿泊事業者につきましては、まず前提としては、清潔であって衛生的であるということがまず前提でありまして、そういった取り組みというのはどの事業所さんもされているという認識でおります。それでですね、さらにそれ以上踏み込んだといいますか、もう一段階、取り組みを強めて、対策を行っていますよ、大洗町はということを発信していくといった事業でございまして。

また、ランク付けにつきましてはですね、3段階ということでやらせていただく予定でございまして

けれども、その3段階の一番下の基準、こちらにつきましてはですね、昨年から国が行っていますG o T oキャンペーンの基準のところ合致している事業所は、これに適合するというような内容となっておりますので、ほとんどの事業者さんは、こちらの認証が受けられるのではないかなというふうに思っています。また、それに伴ってもですね、事業所ごとにやはり経営の仕方ですとか、お客様の対象とかが違うところもございますので、それは事業所さんでご判断いただくということになるんですけども、町のほうとしましてはですね、そのランク付けをすることおよび認証すること、しないことにつきましてはですね、事業所さんに丁寧に説明してですね、また、外に発信する際もですね、そういったところを丁寧にご理解、発信をさせていただいて、事業所さんにもご理解いただいで行って、この事業を行っていききたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 事業自体は観光協会ですというのと、飲食店とかその見回りですよ。この認証期間が1年更新なのかということも出たと思うんですけど、その内容をちょっと口頭で聞いたんですけど、宿泊業だったらお風呂のバスマットを交換しているかとか、そういうことというのは見回りの範囲でできるものなのかなと思うんですけど、全ての内容を、これ、保健所の指導があって、今度は感染症対策だっていって、茨城ではもうアマビエちゃんというものがあって、それが大洗では何軒も登録されているんですけど、それで、さらにそれよりちょっと厳しいようなこの制度を作って、一番下のランクの人だったらそれで仕方ないですよっていうんだったら、そこだったらもう少し上を目指して、この助成金ですか、そういうものを感染対策になるような、昨年やったあの10万円程度出る感染対策の制度ですね、あの制度も飲食店の怠慢かどうかわかりませんが、まだ知らないって方もいらっしゃるんですけど、こういうことをしっかり感染症対策を町で推していくんだよっていうのであれば、この認証とともにもしその基準に満たない方に対しては、この補助がありますよとか、そういうことについては観光協会のほうからはなかったんでしょうか。そして、町のほうの考え方としては、セットでやる気はないでしょうか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問でございますけれども、まず、こちらの制度につきましては、基本的には1年間の認証ということで、認証を与えたいというふうに思っております。また、その認証の仕方につきましては、事務局であります観光協会がですね各事業所さんを訪問して、チェックリストに打ってもらって、基づいてチェックを行って、クリアしているところを認証するというところでございます。その抜き打ちといったこともございましたけれども、毎回毎回そのバスマットを交換しているですとか、例えばですね、そういったことを毎日確認するというのは事実上不可能でございますので、こちらはですね事業所さんとの聴き取りのなかで対応していくということになります。

また、それからですね、財政的な支援等がないのかといったところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、昨年ですね感染防止販路拡大補助金ということで上限10万円というところでやらせていただいたところでございますけれども、昨年は地方創生の臨時交付金を活用して行った事

業ですけれども、今年に関しては財源的なものもないということもございますし、またですね、こちらの認証の基準チェック項目につきましては、ほぼほぼですねその設備面の投資がそれほど必要なものではないという認識でございまして、どちらかという対応の面ですね、消毒はしているかとか、換気をしているかとか、あとはディスタンスが確保できているかとか、あるいはお客さんに対して注意喚起は行っているかとか、あとは従業員に対してしっかり指導ができていないかといったところを認証の基準としているものでございますので、それほど財政的な負担はかからないでできるものかなというふうに思っておりますので、財政的な支援というものは今のところは考えてございません。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 最後の質問になりますけど、考えようによっては、こんだけ頑張っただけでステッカー一つかみたいところもあると思うんです。やっぱり一番心配なのは、ランク付けだと思います。全協でも説明あったんですけど、やってない方はやってなくても、やってない飲食店は仕方ないところなんですけど、その基準に満たなかったのかというのは、大洗に来てくれる人にはあんまり関係ないような話で、最高ランクがあるのに、じゃあその次のランクがあって、じゃあその違いは何なのっていったら興味がわいて調べ出して、じゃあ認証されてないところってどうなのなんていうところはまだ心配で残るんですけど、このランク付けは絶対やらなくちゃいけないものなのかっていうのは、観光協会はもう絶対そうなんですか。中身の話ばかりになってしまっただけなんですけど。絶対それはやんなくてはいけないのかなと。一番心配なのはランク付けされて、そこに差異が生まれてしまうと。プラス、プラスで考えれば、最高ランクを目指してみんなやっつけていけばいいと思うんですけど、漏れた方とか、その一番下のランクでしか合格しなかったなんていう方では、マイナスのイメージをつけられかねないという心配があるんですけど、その辺を最後に伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは再度のご質問でございますけれども、こちらのランク付けにつきましてはですね、観光協会との打ち合わせのなかで3段階でランク付けをしようということで決定といいますか、検討させていただいたところでございます。

また、その優劣というところではですね、基本的にはその優劣をつけるものではないんですけども、やはり認証を行う以上はですね、きちんとした基準を設けてですね、今回1年だけではない事業でございまして、今後も継続して発信していくというところではございますので、やはり頑張っているところですね、努力されている事業所さんについては、それ相応の認証を与えます。また、そのお店の形態等によっては、なかなかそのディスタンスを保つのが難しいとか、そういったいろいろな事情があることは承知しているところなんですけれども、やはりそれぞれですね事業所さん努力をしていただいて認証していこうというところではございまして、またその観光協会においてもですね、そのフォローアップですね、この認証を行って、その後のフォローアップ等々はですねしっかり行って、ランク付け、あるいは認証のほうを行っていくということではご理解いただきたいと思います。

ます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 同じく関連でちょっとご質問させていただきます。

まず、感染をするかしないかということを中心にこれを考える。どんなに頑張っても感染してま
すから今の状況なんですけども、そのなかでランク付けの背景というのは何を背景として、その点
数化するというのも含めてなんですけども。例えばですね、風邪をひきました。風邪というより
インフルエンザにしましょう。あそこのところにインフルエンザの方が行って、あそこのお店に行っ
て、あそこの店はほかの人には絶対うつりません、そのぐらいしっかりやっていますというのが一
番、Aランクだとしますよね。次の人が例えば行きます。菌を持った人が行きます。ほかの人には
何人中何人ぐらいしかうつりませんというのがBランクっていうふうになるのか。菌の見方からす
れば、ランク付けっていうのは、実はもうナンセンスなんです。なるかならないかしかないわけ
ですね。だから、これは今回のおおあいブルー・スポット認証というのは、もう少しその細菌に対
するものの考え方のソフトの部分、実はここが一番なんですけども、このあたりをどのように本来
の研修制度のなかでちゃんと皆さんが同じことを覚えていただけるか、同じことをやっていただ
けるかということ。少なくともですね、食品関係とかやってる方は保健所の指導がありますよね。そ
のなかで絶対的なものがあって、保健所の指導から外れた人は営業停止になると。そのぐらいの強
権がありますけども、今回この認証制度については、どこに権限があるのかということも大事なこ
とになります。その権限はどこまでのものなのか。単なる名前だけでさらっとやって、いわゆる観光
の商品づくりとして認証制度があって、商品が認証される。それとはまた絶対的に異なるものであ
ります。ここについては、私はもう少しその専門的な意見というのがどういうふうに入ってきて、
どのようにフローとしてやっていくのか、その説明が実はまだなかったんですね。でも、なかったん
ですが、そこがいいとか悪いとかの問題ではなくて、本気になってどこまでやるかっていうのが、
大洗町全体の観光度合いというものを計数化するのであれば、やはり1かゼロか、All or nothing
だと思います。このあたりはどのように考えて、例えば、大体わかるんですよ、ざっくり。あそこ
の店はきっちりやってるな、ここはちょっと手抜きをするだろう、ここはまあそんなやってくれな
いな、でも全体見た時に、大洗町の観光、それが大洗町の観光の在り方ですから。しかし、それを
全部上げていかなきゃならないのが、この本来の意味のコロナ対策だと思うんですよ。このあたり
はどのようにやっていくのか、専門家の意識というのが、意見というのが、どのぐらい入っている
のか、私はその辺が心配なんです。ですから、例えばAランクのところに行ったら熱は出ませんけ
ど、Bランクのところに行ったら少しだけ熱出ます。Cランク行ったらもっと熱が出ます。そういうそ
の分け方って、実際、細菌の世界ではできないわけですよ。だからそのあたりを、どのような視
点で見てるかっていうのが私は、この問題なんじゃないかなと。本質っていうのは、多分そこなん
だろうと思うんです。それとはまた別に、とりあえず表に向けたコマーシャルですよっていうんで
あれば、これはいいと思います。でも、今はコマーシャルは通じないと思う、このコロナに関して
は。そのあたりはどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、坂本議員のご質問でございますけれども、まずこのランク付けの背景といったものでございますが、こちら、山梨県で行われているグリーンゾーン認証ということがございまして、そちらを参考にチェック項目、基準等を設けたものでございますけれども、こちらにつきましては全協でも説明させていただいたとおり、山梨方式に当てはめると大洗町の事業所については、ちょっとハードルが高くなる部分もございまして、山梨基準ですと全部できれば一番上の段階とかというところで、それぞれ事業所さんがですね、大洗町の事業所の特徴に合ったというところも踏まえまして3段階というようにところにさせていただいてございまして、先ほど申し上げましたとおり、一番下の段階ですとG o T oキャンペーンの基準とほぼ同じなので、大体の事業所さんではクリアできるだろうといったところもございまして、付けさせていただいたところでございます。

また、そのランクによって感染のリスクが高くなるかどうかといったところにつきましては、基本的には宿泊業種、飲食業につきましては、清潔・衛生に行っているというところでございますので、それによってリスクが高まるとかというような基準ではなくてですね、あくまでその情報発信といいますか、安全・安心、そしてきれいであるということを発信するための基準というふうに捉えていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。多分これ以上言っても平行線だろうと思います。先ほどちょっと菌って言いましたけど、菌じゃなく今回ウイルスですからねあれなんですけど、菌というのは細胞壁があるのを菌といいますけど、ちょっといいとして、それよりもですね、やはりそこは表に出す時に完全化、完備なものではなく、やはりある一定のソフトの部分でやってますというぐらいにしたほうがいいのか。山梨方式が絶対的ではないですよ。山梨が全然ないというわけではなくてですね、あそこは地理的なものも含めてですね、盆地ということもあって、なかなか人が移動が少ないというのがありますけども、甲府を中心とした産業経済圏はありますけども、あまり東京のほうとは違ってですね、あそこの経済圏って実は何ていうんでしょうね、静岡とか向こうの経済圏のほうが強いんですよ。そこら辺が若干違うということがあろうとは思いますが、それよりも、やはり専門家にですね、このあたりはもう少し突き詰めてお聞きになったほうがいいのか。私はそう感じるわけです。決してこれを作ることは、私は反対でもなく賛成です。どんどんやったほうがいいのかと思います。それによって皆さんが、意識がどんどん皆さんが上がっていけばいいわけなのでやるべきだと思います。しかし、やるのであれば、やはり1かゼロかしかないと思います。ウイルス関係っていうのは、そのぐらいですね徹底していかないと、もう厳しいと思うんですよ。その辺は意見として申し上げて、私は質問は終わります。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。今村和章君。

○8番（今村和章君） すいません、先ほどのブルー・スポットの関連になりますけども、先ほどの課長の答弁のなかでですね、毎年実施していくというような発言があったと思うんですけども、毎

年実施していくということは、今回200万つけてますけども、毎年この金額をですねつけて事業に充てていくのか、まずは質問したいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの認証制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1年間の認証でスタートをいたしまして、再認定といたしますか、そういった形でどんどんですコロナの状況も変わっていくと思いますし、いろいろ社会を取り巻く情勢も変わっていくと思いますので、その都度ですブラッシュアップしたような形で継続をしていってです、大洗町の安全・安心、そしてきれいだということ発信していく事業として行っていきたいというようなものでございます。

また、その負担金の部分につきましては、今回初めての事業というところで予算を立てさせていただきましたけれども、こちらにつきましては観光協会への負担金ということになりますけれども、観光協会においてです特別会計的な形でです管理をしていただきまして、今年度、負担金がです例えば余剰が出た場合は、それは来年度のほうに繰り越していただいて、来年度以降の事業にも充てていただくということで、その辺の来年度以降の負担金につきましては、今年度の状況等々を見ながらです町としては考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 今村和章君。

○8番（今村和章君） 負担金の金額に関しては理解しました。

それで、あと、私もですこのブルー・スポットというのは別に反対するわけじゃなくてです、意識が高まればいいなと思ってますので応援したいなと思ってますけども、まずは全協の時も國井町長からもちょっとお話ありましたとおり、これ観光協会からの申し出だということでありまして、町はどちらかというフォローアップしているのかなと思っております。できればです、さっき予算の話しましたけども、自立していただきたいというのが私のなかであるんです。國井町長、就任当初から商工会含めいろんな団体がです、町におんぶにだっこじゃなくてです、自立していただければいいんじゃないかと、これは私が議員になった時です、そういう考え方が皆さん議員のなかにもありました。ただ、議会から言うとです反発食らうわけですよ。結局は、何だい、お前らが言っても何なんだということが当時もあったかなとは思いますが。今の状況はまた変わってきていると思いますけども、できればこういうことをきっかけにです、やはり観光協会のほうからこういう提案があったとなればです、これは私はすごく前進したなと思っておりますので、是非ともです、これが成功するようにです、本当に、今、商工観光課のほうは大変でしょうけどもフォローアップしていただきたい。

また、何ていうんですかね、先ほど伊藤議員からもありましたけども、いろんな心配あると思いますけども、本当は町がやるべきことじゃなくてです、本当にそういう事業所さんが主体になってやるべきもんだと私も感じております。ですのでです、この点は課だけじゃなくてです、國井町長にもお願いしたいのは、連携を図りながらですやっただけければと思ってるんですけども、この件についていかがでしょうか。町長、もし何かありましたら。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） ブルー・スポットの件につきましては、議員の皆さん方から前向きなご質問
いただいて本当にありがとうございます。

今言われてましたように、本来は自己完結をしていただければ一番よろしいんですが、最終的に
よく言われるところの行司が相撲を取るような形になってしまう。ですから、どっか第三者機関が
認証するなりということを手続としてしなければならないということで、その第三者機関とは何か
ということになれば、当然この大洗町として認証するというような方向性を今話し合っているところ
であります。

ただ、今、全員協議会でも申し上げましたけど、これは坂本議員からもご指摘があったとおり、
本当にこの認証そのものがオーソライズされるのかと。じゃあ大洗町が認証しましたよと。ブラン
ド認証もそうですけど、そのことを例えばいらっしゃる観光客の皆さんであるとか、利用される住
民の皆さん方が、本当にその重いものとして受け止めてくれるのかと、ここは私ども認証したほう
の努力もありますし、それぞれの事業者のいわゆる努力があると思いますから、その辺はしっかり
みんなでこの制度がもっともっと育つような環境を作っていければなというふうに思っております。

それから、私どもで先ほど来から坂本議員からも話ありましたけども、やはり制度はシンプルで
わかりやすくというのが第一だと思いますので、初めからこの段階を設けるということが果たして
どうなのか、そして伊藤議員が言われるように、この段階を設けることによって、我々が望まない
方向のすなわち差別化になってしまわないのかということを考えていった時には、やっぱりこの認
証されるか認証されないのかということで二つでやったほうが、今、私も皆さんの話を聞いて、
そういうふうな思いに至りましたので、むしろこれを1段階目、2段階目、3段階目なんか分けますと、
誰が見ても1段階目よりは3段階で取った方がいいんだと。じゃあ1段階は危険性があるのかというよ
うな、むしろこの取らないより何か1段階を取った方のほうが何か危険性があるが如く見られてしま
いがちでありますので、そういうことも踏まえた上で、どういう制度にしていくことが一番実効性
があって、そして皆さん方に誤解をまねかないような、そういう制度として確立することができる
かについてももしっかり研究をしていければと思っております。

また、予算につきましては、当年度こんなふうにかかりましたけど、これからは認証して、おそ
らく協会のほうで例えばそういう委員を決めて、先ほど伊藤議員からもありましたけど、じゃあ
チェックして見回りする方々も協会のほうでやられると思いますし、私どもはもう認証して、紙つ
ぺら一枚って言ったらかしいですけど、そういうものを発給するだけですから、これほどの予算
はかけないで、最初だけPRしたりとかそういうことで予算を組んで、あとはまた協会と一緒にい
ろいろと連携をしてやっていければと思っております。

ただ、一点申し上げれば、今、今村議員からも話ありましたけど、今までやってください、何か
してください、お願いしますという、こう一点張りだったようなそういう団体でありましたけども、
この団体がいいとか悪いとかじゃなくて、何か大洗町中そんな感じで、じゃあ町が何かを主体的に
なって事業をして、むしろやればやるほど事業者とは、農水省の事業じゃありませんけども、農業

者と乖離があるというような、求めるものじゃない方向へどんどんいって、なかなか事業者もそれを言いづらいような感じになって今日まできた部分もなきにしもあらずでありますので、私どもで考えておりますのは、やっぱり今回については、先ほど来からお話ありますように、協会が自発的にこういう制度ということで来ましたから、先ほど伊藤議員のご懸念でありますけども、そういうご懸念についても、もう内部でしっかり、ちゃんと制度について理解を求めて、PRをして、そして内部でしっかりそのことについて差別化を図るとか図らないとか、その辺のところについても十分に理解促進を図っていただきたいということが大前提となつてのスタートでありますので、もう一度今日、議員の皆さん方からいろいろご意見出たことについて観光協会や商工会と話し合いをすることによって、より良い制度へ向けてスタートできることを、そして何より、やはり一回やってみて、そのことによって見えてくるものもございますので、そう見えながらやれば見えて、いろんなことが見えてきたら、今度は思い切ってそこも変えるということも前提としながら、より良い方向性へ向けて進んでいければというふうに思っておりますので、どうぞまたより良いご提言をいただければと思っております。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第39号は、原案のとおり決しました。

◎請願の委員会付託

○議長（小沼正男君） 日程第6、請願の委員会付託についてご報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第3号ないし報告第5号の上程、報告

○議長（小沼正男君） 日程第7、報告第3号 令和2年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 令和2年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長 國井豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 報告第3号から報告第5号までの令和2年度繰越計算書3件について、一括して提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第3号 令和2年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

総務費の防災行政無線放送施設更新事業につきましては、戸別受信機の配布及び屋外アンテナ設置作業等に時間を要することから、7,535万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入特定財源として、地方債7,420万円、一般財源115万円でございます。

第6次総合計画策定事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、審議会の開催等が遅れたため、484万6,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、一般財源でございます。

番号制度施行に伴うシステム改修事業につきましては、システム改修内容について、国からの公開が遅れたことから、642万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金642万4,000円でございます。

民生費の地域福祉計画策定事業および障害福祉計画等策定事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりアンケート調査等が遅れたため、合わせて583万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、諸収入120万1,000円、一般財源462万9,000円でございます。

衛生費の健康増進計画・食育計画策定事業につきましては、第6次大洗町総合計画と整合性を図って策定するため、273万9,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、現在進めております接種に係る費用として9,792万6,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金9,791万円、一般財源1万6,000円でございます。

農林水産業費の産地パワーアップ事業につきましては、補助対象機械の納品が今年度となることから、161万5,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金161万5,000円でございます。

商工費の新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金事業につきましては、今年度も継続して県と町が協調した中小企業支援をするため、812万5,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

土木費の町道整備事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているほか、国の第三次補正予算配分に基づく増額分につきましても、着工が今年度となるため、総額8,101万8,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金4,241万5,000円、地方債3,830万円の合計8,071万5,000円、一般財源30万3,000円でございます。

都市再生整備計画事業効果分析事業につきましては、都市再生整備計画事業完了後に効果分析事業を実施するため、476万3,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金171万8,000円、一般財源304万5,000円でございます。

防災子ども安全まちづくり事業につきましては、測量設計において時間を要しているため、4,000万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金2,000万円、地方債1,800万円の合計3,800万円、一般財源200万円でございます。

防災集団移転促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により住民説明会等の開催を遅らせたため、329万3,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源であります。

都市公園施設改修事業につきましては、国の第三次補正予算配分に基づくもので、着工が今年度となるため、1億2,436万6,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金5,830万円、地方債5,830万円の合計1億1,660万円、一般財源776万6,000円でございます。

都市計画道路若見屋平戸線整備事業につきましては、地権者との交渉により、家屋移転が今年度となるため、1,807万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として、東日本大震災復興交付金基金繰入金1,198万6,000円、一般財源608万8,000円でございます。

教育費の学校教育活動継続支援事業につきましては、備品等の納品が今年度となるため、400万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金180万円、一般財源220万円でございます。

G I G Aスクール整備事業につきましては、端末の設定作業の完了が今年度となったことから、871万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、報告第4号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

公共下水道事業につきましては、堀割地区の詳細設計において他事業との調整に時間を要したことから、総額で2,207万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金572万5,000円、地方債1,240万円の合計1,812万5,000円、一般財源394万5,000円でございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、町の負担金536万9,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、地方債510万円、一般財源26万9,000円でございます。

続きまして、報告第5号 令和2年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費の配水管布設替工事等につきましては、施工方法を検討するに当たり、関係機関との調整に不測の日数を要したため、事業費8,302万8,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、企業債2,800万円、損益勘定留保資金5,502万8,000円でございます。

以上、3件の令和2年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。ありがとうございます

○議長（小沼正男君） 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○議長（小沼正男君） 日程第8、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 寄附4件の受け入れがございましたので報告をさせていただきます。

つくば市の今川美明さん、今川薬局グループの会長でございますが、大洗町に保養所を建設されましたので、町振興にということで10万円のご寄附をいただきました。

二つ目といたしまして、大洗町、大洗水産加工業協同組合代表理事組合長の鈴木保男さん。組合から20万円、新型コロナウイルス感染症対策の一助として有り難いご寄附を頂戴いたしました。

また、大洗ロータリークラブの皆様から、やはり10万円ご寄附を、新型コロナウイルス感染症対策の一助として頂戴をいたしております。

そして最後に、古河市の塚原幸一さんでございますが、庁舎内1階ロビーに掲示というか展示をさせていただいておりますけども、木彫り交通安全啓発品として、交通安全“無事カエル”という自分で作られたものを、大変今、木材が値上がりして材料費だけでも大変だったと思うんですが、有り難いご寄附をいただいて、もう県内の自治体とか、あとはその関連施設、例えば運転免許試験場

であるとか、そういうところにもたくさんご寄附をされて、数多くの新聞にも掲載されている方でありまして、前の議長の森田悦男さんの選挙区ということで、私のほうにこういうご寄附をしたいというようなお話がございましたので、有り難く頂戴しております。

以上、4件のご寄附でございますけれども、寄附いただいた皆様方の思いを胸に、しっかりと所期の目的を果たせるように活用をさせていただきたいと思っております。

報告を終わります。

○議長（小沼正男君） 以上で寄附の受け入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日9日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時06分